

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1147号)

平成25年2月7日

横情審答申第1147号

平成25年2月7日

横浜市交通事業管理者

二見良之様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

平成24年6月15日交鉄運第109号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「運転事故等報告書（特定年度上永谷乗務管理所新羽出張所第1号）」の
個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市交通事業管理者が「運転事故等報告書（特定年度上永谷乗務管理所新羽出張所第1号）」の個人情報を一部開示とした決定のうち、職員の経験年数を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、職員の年齢を非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「運転事故等報告書（特定年度上永谷乗務管理所新羽出張所第1号）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市交通事業管理者（以下「実施機関」という。）が平成24年5月11日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件個人情報に記載のある、職員の氏名、年齢、職種及び経験年数は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文に該当する。
- (2) 実施機関では、業務として本件個人情報を作成していることから、本件個人情報に記載のある職員の職種については本号ただし書ウに、職員の氏名については、職員録において既に公にされている情報であることから、本号ただし書アに該当するためそれぞれ開示した。
- (3) 職員の年齢及び経験年数は、当該職員の経歴に関する情報であり、職員録等によって公にされている事情も見当たらないことから本号ただし書アに該当せず、また、職務遂行と直接関係がないため、本号ただし書ウに該当せず、本号ただし書イにも該当しないと判断して非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述にお

いて主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、全部開示とするよう求める。
- (2) 職員の経験年数及び年齢について、特に経験年数は、条例第22条に定める本人開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報ではなく、かつ開示することにより、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するものではない。

申立人は、本件個人情報に記録されている事故の被害者である。また、当該事故は職員の職務遂行上のものであり、これらの情報は公務の習熟度合を検証する上で直接関係のない情報とは判断できないものであって、非開示とする理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っている。

- (3) 職員の氏名は、職員録に掲載されていることを理由に開示となり、経験年数は、職員録には掲載されていないため非開示となっている。職員の氏名が職員録に掲載されていたとしても、事故に関わった運転士が誰かという事実は職員録に掲載されておらず、申立人は知る由もない。一般的な感覚からすると氏名の方がよほど個人情報であり、経験年数では個人を特定することはできない。実施機関が主張する理由では氏名の開示自体も不適切である。

職員の経験年数はドアの操作等、電車の操作技術において非常に重要な事項であるにもかかわらず、なぜ個人情報を理由として非開示となるのか理解できない。個人情報保護関係法令を理解していないのではないか。経験年数は職務に関係するため開示すべきである。

5 審査会の判断

- (1) 運転事故等報告書について

実施機関では、運転事故等報告書作成基準（平成14年3月29日業務連絡No.11）に基づき、列車が現場で3分以上停滞するなどの運転事故（列車同士の衝突、脱線、火災や死傷事故）又は輸送障害（既述以外の事態を呼ぶ）が発生した際にあつては、運転士の所属課である乗務管理所及び関係する駅において運転事故等報告書を作成している。

- (2) 本件個人情報について

ア 本件個人情報は、申立人が車内で転倒したことによる列車遅延（以下「本件輸送障害」という。）の発生に伴い、交通局高速鉄道本部上永谷乗務管理所内の分室である新羽出張所で作成した運転事故等報告書であり、交通局高速鉄道本部運転課で決裁された後、交通局全体の安全管理を司る安全統括管理者に報告された

ものである。

本件個人情報には、事故等の種類、発生日時、状況及び処置、職員の氏名、職種、経験年数及び年齢等が記録されている。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち職員の年齢及び経験年数（以下「本件非開示部分」という。）を条例第22条第3号に該当するとしてそれぞれ非開示としている。

(3) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。もっとも、本号ただし書では、本人開示請求者以外の特定の個人が識別される情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報・・・ ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、本件非開示部分は本号に該当し、非開示としたと主張しているのので、当審査会では、平成24年11月22日に実施機関から事情聴取を行ったところ次のとおり説明があった。

(ア) 本件個人情報に本件輸送障害の関係職員として記録されている運転士は、職務に当たっての適性、業務知識等についての基準を満たしている者であり、当職への着任後も定期的に判断力等の検査がなされ、当職の適格者であることが確認されている。

(イ) 一般的には、年齢や経験年数によって技術面等での差異が生ずることはなく、本件輸送障害の発生が関係職員の年齢及び経験年数の長短と必ずしも関係するものではないことから、本件非開示部分は、本号ただし書ウに規定する当該職員の職及び職務遂行の内容に直接関わる情報ではないと考えている。

ウ そこで、当審査会では、以上を踏まえ、本号の該当性について次のとおり検討

した。

(ア) 本件非開示部分は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文前段に該当する。

(イ) 次に、本号ただし書の該当性について検討する。

実施機関は、本件輸送障害の発生が職員の年齢及び経験年数の長短と必ずしも関係するものではなく、本件非開示部分は、当該職員の職及び職務遂行の内容に直接関わる情報ではないと主張する。

この点について当審査会が確認したところ、当該職員は公務員である地下鉄運輸職員であり、その経験年数はその職に従事した期間を示すものであることが認められた。そうすると、これらの運輸事業の職に従事する者の経験年数は、当該公務員の職務遂行の内容に係る情報であるというべきであるから、本件非開示部分のうち職員の経験年数は、本号ただし書ウに該当すると判断した。

しかし、本件非開示部分のうち職員の年齢は、当該公務員の職務遂行の内容とは直接関わらない私事に関する情報であって、本号ただし書ウに該当しない。また、本号ただし書ア及びイのいずれにも該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を一部開示とした決定のうち、職員の経験年数を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、職員の年齢を条例第22条第3号に該当するとして非開示とした決定は妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年6月15日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成24年7月19日 (第140回第三部会) 平成24年7月24日 (第218回第二部会) 平成24年7月26日 (第211回第一部会)	・諮問の報告
平成24年7月30日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年10月25日 (第216回第一部会)	・審議
平成24年11月8日 (第217回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成24年11月22日 (第218回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成24年12月13日 (第219回第一部会)	・審議
平成25年1月10日 (第220回第一部会)	・審議